

各位

会 社 名 日産車体株式会社
 代表者名 取締役社長 富山 隆
 (コード番号 7222 東証スタンダード)
 問合せ先責任者 法務・広報部部長 齊藤 義雄
 (TEL. 0463-21-8001)

上場維持基準への適合に関するお知らせ

当社は、2023年6月28日に「上場維持基準への適合に向けた計画」を、同年9月22日に「プライム市場上場維持基準への適合に向けた計画の変更、スタンダード市場上場の選択申請の決定及びスタンダード市場上場維持基準への適合に向けた計画」を、2024年6月26日に「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」を、同年10月15日に「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」を開示しております。

この度、2025年3月31日時点において全ての上場維持基準に適合しましたので、下記の通り、お知らせいたします。

記

1. 当社の上場維持基準への適合状況

当社の2025年3月31日時点におけるスタンダード市場の上場維持基準への適合状況は、その推移を含め、下表のとおりとなっています。2024年3月31日時点では、流通株式比率が適合しておりませんでした。2025年3月31日時点で適合いたしました。これにより、スタンダード市場の上場維持基準全ての項目に適合することになりました。

		株主数 (人)	流通株式数 (単位)	流通株式 時価総額 (億円)	流通株式 比率 (%)	月平均 売買高 (単位)
当社の適合状況 及びその推移 ※1	2021年6月末時点 (移行基準日)	3,788	630,448	468	40.0	—
	2023年3月末時点	3,623	252,908	215	16.0	12,097 ※2
	2024年3月末時点	3,444	256,534	248	18.9	26,346 ※3
	2025年3月末時点	3,255	634,344	650	46.8	31,175 ※4
スタンダード市場の 上場維持基準		400	2,000	10	25.0	10
2025年3月31日時点の適合状況		適合	適合	適合	適合	適合

※1 東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

※2 2023年1月から同年6月の売買高を6で除した当社の算出値となります。

※3 2023年10月から2024年3月の売買高を6で除した当社の算出値となります。

※4 2024年10月から2025年3月の売買高を6で除した当社の算出値となります。

2. 上場維持基準の適合に向けた取組みの実施状況

(1) 前回開示時点までの取組みの実施状況及び評価

エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー (以下「ECM」といいます)

す。)の運用するファンド(以下「ECMファンド」といいます。)は、エムエルアイ フォー セグリゲーティッド ピービー クライアント(以下「MLI」といいます。)(常任代理人:BofA証券株式会社(以下「BofA」といいます。))及びゴールドマン サックス インターナショナル(以下「GSI」といいます。)(常任代理人:ゴールドマン・サックス証券株式会社(以下「GS」といいます。))をカストディアンとして、当社株式を所有しておりました。

有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則においては、株式の数の10%以上を所有する者又は組合等は、原則として、流通株式から除外されますが、株式の数の10%以上を所有する者以外の者が実質的に所有している株式のうち、東京証券取引所が適当と認めるものについては、流通株式として取り扱われることとされております。この点を踏まえ、当社は、2021年3月31日を基準日とする上場維持基準への適合性の判定(以下「2021年判定」といいます。)に際し、東京証券取引所が適当と認める基準について確認し、東京証券取引所より説明を受けた基準を満たしているか否かについてECMに対して確認を求めたところ、その基準を満たしているとの説明をECMより受け、その旨を証明する必要書類を受領いたしました。当社が、これらの必要書類を東京証券取引所に提出したところ、ECMファンドがMLI及びGSIをカストディアンとして預託している当社株式について、東京証券取引所より流通株式としての取扱いを受けました。この結果、2021年3月31日の基準日において、当社の流通株式比率は40.0%となり、プライム市場の上場維持基準に適合することとなりました。

ECMファンドは、2023年3月31日を基準日とする上場維持基準への適合性の判定に際しても、MLIを名義株主として所有する当社株式を21,000,000株(発行済株式の総数に対する所有株式数の割合:13.35%)、GSIを名義株主として所有する当社株式を16,115,500株(発行済株式の総数に対する所有株式数の割合:10.24%)所有しておりましたので、当社は、2021年判定の際と同様に、ECMに対して、当社が東京証券取引所から説明を受けた当該基準を満たしていることを証するために必要な書類の提出について協力を求めたところ、2021年判定の際とは異なりECMからの協力を得ることができず、必要書類の提出を受けることができませんでした。これにより、ECMファンドがGSI及びMLIをカストディアンとして預託している当社株式について、流通株式としての取扱いを受けることができず、その結果、2023年3月31日の基準日において、当社の流通株式比率は16.0%となり、プライム市場の上場維持基準である35.0%を満たしていないこととなりました(以下「2023年判定」といいます。))。

当社は、2021年判定時以降、ECMより、東京証券取引所の示している基準による判定に影響を及ぼすような事情の変更が生じた旨の説明は受けておらず、一方で、長期間にわたって当社株式を売却しておらず、保有株式について真に流動性があるといえるのか、流通株式として扱うことが適切かについて疑問が生じたため、再考した旨の説明を受けました。

上記の経緯を踏まえ、当社は、当社株式の上場を維持することが当社の全ての株主様の利益に適うと考えられることから、2023年9月22日に「プライム市場上場維持基準への適合に向けた計画の変更、スタンダード市場上場の選択申請の決定及びスタンダード市場上場維持基準への適合に向けた計画」(以下「9月22日上場維持計画」といいます。)を提出し、同年10月20日にスタンダード市場へ移行し、9月22日上場維持計画において定めたスタンダード市場基準の適合に向けた取組みの基本方針、課題及び取組みを着実に実行し、流通株式比率の基準達成を目指してまいりました。

その方策の一つとして、2023年12月8日付で自己株式(21,786,887株)の消却を行い、その結果、2024年3月末時点においては、流通株式比率が18.9%まで向上いたしました。

当社は、2023年判定以降、ECMから、ECMファンドがMLI及びGSIをカストディアンとして預託している当社株式について流通株式に該当しないと考える理由の説明を書面で受けておりましたが、ECMが説明する理由及び情報は、東京証券取引所が定義する流通株式に該当するか否かを判断するために必要十分なものとは考えられなかったため、当社は、ECMに対し、追加の情報提供を求め、前回開示時点において、ECMから、東京証券取引所が定義する流通株式に該当するか否かを判断するために必要十分な情報が記載された書面を提出いただくことができました。

なお、2024年3月31日時点で、ECMファンドがMLIを名義株主として所有する当社株式の数は21,000,000株(発行済株式の総数に対する所有株式数の割合:15.50%)であり、GSIを名義株主として所有する当社株式の数は16,115,500株(発行済株式の総数に対する所有株式数の割合:11.90%)でありました。

(2) 前回開示以降の取組みの実施状況及び評価

2025年3月31日時点におきましては、ECMは、当社株式30,602,800株(発行済株式の総数に対する所

有株式数の割合：22.59%)をECMファンドを通して、イーシーエム エムエフ名義の口座において所有しておりました。

当該所有につきまして、ECMから、東京証券取引所が定義する流通株式に該当するか否かを判断するために必要十分な情報が記載された書面を取得することができ、当社が、これらの必要書類を東京証券取引所に提出したところ、東京証券取引所より流通株式としての取扱いを受けることができました。この結果、2025年3月31日の基準日において、当社の流通株式比率は46.8%となり、スタンダード市場の上場維持基準に適合することとなりました。

以上